平成２２年（フ）第１０１４号
京都市右京区嵯峨野南浦町16番地１　アパート南浦荘２号
債務者　石川きくゑ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
堺市西区草部800番地10
債務者　宮原ひでみ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
堺市美原区多治井179番地16、前住所堺市美原区丹上511番地
債務者　小笹　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
大阪府富田林市藤沢台１－１－318－106、住民票上の住所大阪府富田林市須賀２丁目33番１－202号
債務者　川口　正之
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
大阪府富田林市木戸山町13番27号　102
債務者　喜志工業こと　河合　長治
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
堺市西区浜寺石津町東４丁６番18号
債務者　野田　優子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９１号
堺市堺区大浜中町３丁13番５号
債務者　佐々木真理
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３７号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―105号
債務者　吉松　昭憲
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
堺市中区深井沢町3340番地　201号
債務者　貝野　知見
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
堺市西区北条町１丁15番35号　グランメゾン上野芝201号
債務者　森田　佳代
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８７号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅２棟112号
債務者　前田　絹子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
堺市北区船堂町76番地
債務者　栗本熔接工業所こと　栗本　　守
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
堺市北区船堂町76番地
債務者　栗本　睦子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
長崎県五島市下大津町724番地12
債務者　松谷　美佳
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第３３９号
岩手県花巻市上諏訪14番地１
債務者　畑沢　将哉
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４０号
岩手県花巻市上諏訪14番地１
債務者　畑沢　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６８号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第６地割26番地　愛宕下住宅２号棟101号
債務者　中嶋　　満
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７７号
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保１番地３　定住促進住宅１―308号
債務者　正木　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部